

綾瀬市パブリックコメント手続の実施結果

1 政策等の名称 綾瀬市犯罪被害者等支援条例（案）

2 意見募集期間 令和7年1月6日（月曜日）から令和7年2月4日（火曜日）

3 配布及び閲覧場所

- (1) 市役所市民課広聴相談担当（市役所2階）
- (2) 市役所行政資料コーナー（市役所1階）
- (3) 市役所情報公開コーナー（市役所2階）
- (4) 市ホームページ
- (5) 中央公民館、各地区センター（中村・吉岡・綾南）
- (6) 寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館
- (7) 保健福祉プラザ、綾北福社会館

4 実施結果

意見提出者 1人
意見件数 4件
提出方法 メール

5 提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方

支援等について（4件）

No.	提出された意見	市の考え方
1	（13）「支援を行わないことができる場合」について 「適切でない。適切でないと言い切るには疑義がある。適切であるとするには疑義がある。適切である。」の4段階で分けた場合、適切でない場合支援行わない⇒適切でないと言い切るには疑義がある場合も支援する。になってしまう、適切でないと明確にならないグレーなものに支援してしまう建て付けになる。 この場合、この制度を武器化して、使われる危険もあるため、「人権の軸ではなく、市民益・国益・公益の軸で、支援を行うことが適切だと認	その他（要望、参考意見等） 支援の対象者につきましては、先行の実施市の政策も含めて参考とし、別途制定予定の要綱等で検討してまいります。

	める理由を明示できる場合のみ支援する」としてはどうか。	
2	誰がどのように適切でないと認めるかを明確にすること。立法の背景にしたがい、国がやる事、県がやる事、市町村がやる事の建付けを市民に分かるように説明して、税を使う事に関しては説明責任をはたせるように開示手続きを明記してください。	<u>その他（要望、参考意見等）</u> 支援の対象者につきましては、先行の実施市の政策も含めて参考とし、別途制定予定の要綱等で検討してまいります。情報の公開につきましては、綾瀬市情報公開条例に基づいて、適切に実施してまいります。
3	アメリカや欧州で不法な移民の扱いについて課題があります。国民以外に税が投入され過ぎているなどです。人権など平等性を主張すれば、犯罪被害においても、日本語もできない外国人市民も、滞在期間が短くても、税を払っていなくても、公のリソースを使って支援が行われる可能性があります、このことが市民の分断を生むなどのリスクがあります。積極的に武器化され、アメリカで行われるようなBLMなど自分たちを共産主義者と自称する組織により社会を混乱させる手段として使われる可能性もゼロではありません。ので、外国籍市民の比較的多い綾瀬市だからこそ、「市民に情報を開き、明確な納得感ある支援を積み重ねること、市民を統合させる条文」を入れていただきたく思います。	<u>その他（要望、参考意見等）</u> 不法な滞在者は、支援の対象外となります。また、市民に情報を開き、明確な納得感ある支援を積み重ねることにつきましては、（14）意見の反映において定めておりますので、犯罪被害者及び関係機関から意見を聴き、政策に反映させてまいります。支援の対象者につきましては、先行の実施市の政策も含めて参考とし、別途制定予定の要綱等で検討してまいります。
4	対象を幅広く支援できる形にするなら、その情報や正当性の情報公開を透明性を持って示す縛りを入れて後からチェック可能とする必要がある。もしくは具体的な課題ある事象を特定し支援の条件を明確にするなら、比較的情報公開は抑制的にできます。判断が機械的だからです。	<u>その他（要望、参考意見等）</u> 支援の対象者につきましては、先行の実施市の政策も含めて参考とし、別途制定予定の要綱等で検討してまいります。情報の公開につきましては、綾瀬市情報公開条例に基づいて、適切に実施してまいります。

	もし時間などの事情により支援条件を明確に規定できない場合は「情報公開の透明性を担保する条文」「疑義がある場合に、窓口に提出することで回答する責務を市が持つ条文」を入れてください。そうでなければアメリカの LGBTQ の対応のように、武器化され社会問題となって、揺り戻しで救済手段が後戻りしてしまいます。	
--	--	--